改正後

別表第一（第百十四条第一項第三号ハ関係）

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	一　業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。） ［二～六　略］
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の労働金庫法施行規則別表第一の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

○内閣府農林水産省令第六号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項の規定に基づき、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　　拓

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第一条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第四十八条**　法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会　次に掲げる事項 ［イ・ロ　略］ ハ　組合又は連合会の主要な業務に関する次に掲げるもの ［(1)・(2)　略］	（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第四十八条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　［同上］ ［(1)・(2)　同上］

改正後

別表第一（第百十四条第一項第三号ハ関係）

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	一　業務粗利益及び業務粗利益率 ［二～六　同上］
［同上］	

改正前